

京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都駅西部エリアまちづくり協議会が、京都駅西部エリア（以下「本エリア」という。）全体の活性化に資する活動を支援するため、京都駅西部エリアまちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第4条第4号の規定に関し、京都駅西部エリアまちづくり協議会会計規程（以下「会計規程」という。）第13条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、新たな賑わいの創出や回遊性向上等、本エリア内の活性化に資するものとする。

(交付の対象団体)

第3条 補助金は、前条の交付対象事業を実施する団体であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体に対し、交付する。

- (1) 規約第5条に規定する京都駅西部エリアまちづくり協議会の入会団体
- (2) 前号の入会団体が事務局を担う任意団体
- (3) 代表が適当と認める団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる対象団体に対し、それぞれ同表の中欄に掲げる交付対象事業に要した経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を上限に交付額を決定する。ただし、補助金の交付額は交付対象経費から交付対象事業による事業収入を除いた額を超えないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」申請書（第1号様式）により、代表に申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 代表は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う面談その他の方法により、交付対象事業の目的及び内容が適正であるか否かを調査し、補助金を交付することが適当

であると認めるときは、必要に応じて幹事会の意見を聞いたうえで補助金の交付及び交付予定額（交付対象事業の完了後に当該申請が行われる補助金にあっては、交付額）を決定するものとする。

- 2 代表は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付を決定することができる。
- 3 代表は、第1項の調査により、補助金を交付しないことが適当と認めるときは、補助金を交付しないことを決定するものとする。

（決定の通知）

第7条 代表は、前条第1項の規定により補助金の交付及び交付予定額（交付対象事業の完了後に当該申請が行われる補助金等にあっては、交付額）を決定したときは、京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」交付決定通知書（第2号様式）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

- 2 代表は、前条第3項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」不交付決定通知書（第3号様式）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第8条 交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」変更（中止）承認申請書（第4号様式）により、代表に申請するものとする。

- 2 代表は、第1項の規定による申請を承認したときは、京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」変更（中止）承認通知書（第5号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（事業完了の報告）

第9条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」実績報告書（第6号様式）により、代表に速やかに報告するものとする。

- 2 前項の規定は、交付対象事業の完了後に第5条の規定による申請が行われているものについては、適用しない。

(補助金の交付額の決定)

第10条 代表は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等の審査、必要に応じて関連書類の提出や説明等を求めることその他の方法により、交付対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、京都駅西部エリアまちづくり協議会「京都駅西部エリア全体の活性化に資する活動に対する補助金」交付額決定通知書（第7号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 代表は、第9条第1項の規定による報告を受けた場合において、交付対象事業の実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を採ることを、当該交付対象事業を実施した交付対象者に命じることができる。

2 第9条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う交付対象事業について準用する。

(交付の時期)

第12条 代表は、補助金の交付額の決定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、代表は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、会計規程第6条の規定により、第6条第1項の規定による決定に係る交付対象事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

(決定の取消し)

第13条 代表は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他この要領の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付対象事業について補助金の交付額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 代表は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該団体に対し、その

旨を文書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 代表は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 代表は、第10条の規定により補助金の交付額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、決定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補則)

第15条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、出納役が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第4条関係）

対象団体	交付対象経費 (税込)	交付額上限
第3条第1号 又は第2号	100万円超	90万円に100万円を超える額の5/10を加算した額 (1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額)
第3条第1号、第2号 又は第3号	100万円以下	交付対象経費の9/10 (1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額)